

食中毒の発生について

平成28年2月9日
京都府健康福祉部
生活衛生課 TEL:075-414-4759
京都府中丹西保健所
環境衛生室 TEL:0773-22-6382

2月7日(日)、中丹西保健所が食中毒を疑う患者の発生を探知し、直ちに調査した結果、高校の食堂が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、本日、中丹西保健所長が同施設に対する営業停止処分を行いましたのでお知らせします。

1 探知の概要

2月7日(日)午前8時55分頃、福知山市内の医療機関から中丹西保健所に対し、「高校生8名を食中毒様症状で診察した。」と連絡があった。

2 調査結果(本日午後6時現在)

- (1) 初発日時 2月6日(土)午後11時頃
- (2) 有症者 ・寮生33名、寮関係者6名の計39名中10名(男性10名:16~17歳)
・8名が医療機関を受診。入院者無く、いずれも快方に向かっている。
- (3) 主な症状 嘔吐、発熱、腹痛、下痢
- (4) 病因物質 ノロウイルスGII
- (5) 原因食事 2月5日(金)に当該食堂が夕食として提供した食事(推定)
(メニュー ご飯、味噌汁、カリフラワーマリネ、白菜とアサリの煮物、スクランブルエッグ、付け合わせ、海鮮フライ)

3 原因施設

- (1) 屋号 きょうと きょうえい がくえん しょくどう 京都共栄学園食堂(飲食店営業)
- (2) 所在地 福知山市篠尾62-5
- (3) 営業者 株式会社ニューライフ(代表取締役 こが としひこ 古賀 俊彦)

4 原因施設の特定理由

- (1) 有症者の共通食事は、当該食堂が提供した食事のみである。
- (2) 有症者の発症状況が類似しており、感染症を疑う事例は認められなかった。
- (3) 調理従事者1名と有症者7名の検便からノロウイルスが検出された。
- (4) 患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

5 中丹西保健所の対応

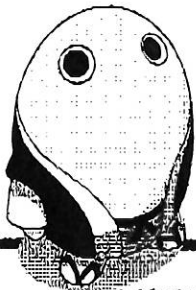
- (1) 原因施設の立入調査(調理従事者の検便検査、衛生指導、施設の清掃・消毒の指示等)
- (2) 喫食者の調査(発症状況調査、喫食状況調査、検便等)
- (3) 食品衛生法第55条第1項の規定による営業停止処分
(2月9日から2月11日までの3日間)

※なお、営業者は2月8日から営業を自粛しています。

【報道機関の皆様へ】

ノロウイルス食中毒は冬期に多発する傾向があります。発生防止のため、下記注意事項の啓発に御協力をお願いします。

- 1 調理前、食事前、用便後は、石けんを使い十分に手を洗いましょう。
- 2 ノロウイルスは感染力が強く、患者の吐物、下痢便からも感染することがあります。
トイレ清掃や吐物の処理の際は必ずゴム手袋、マスクなどを着用の上、次亜塩素酸を用いて消毒の上、よく換気をしましょう。
- 3 食品は十分加熱（85℃90秒以上）しましょう。
- 4 下痢、嘔吐などの消化器症状がある場合は、調理業務を控えましょう。



京都府広報監 まゆまる

～ 京都府報道発表資料～